

特殊法人

- 特別の法律により特別の設立行為をもって強制設立すべきものとされる法人。

(例) 日本放送協会、N T T、日本中央競馬会

認可法人

- 特別の法律によって限定数設置されるが、特殊法人と異なり、「特別の設立行為」によって強制設立されるものではなく、法律の枠内において民間等の関係者が任意設立し、主務大臣の認可を受けたもの。

(例) 預金保険機構、日本赤十字社、銀行等保有株式取得機構

特殊会社

- 特殊法人のうち商法上の株式会社の形態をとるもの。
- 国が株式の全部又は一部を保有する。

(例) 日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社、関西国際空港株式会社
北海道旅客鉄道株式会社

完全民営化

- 特殊会社化された法人について、個別の根拠法を廃止するとともに、国が保有する株式を全株売却し、完全に民間の企業と同等の取り扱いとする。

(例) 国際電信電話株式会社、日本航空株式会社、東日本旅客鉄道株式会社
電源開発株式会社